

令和3年度一般会計補正予算（第12号）について

1. 歳出予算の補正額 17億4,459万5千円

(1) 新型コロナウイルス感染症対策 17億4,459万5千円

【主な取組み】

① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 17億3,358万円

【担当部署：増進型地域福祉課】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面している方々が、すみやかに支援を受けられるよう、住民税非課税世帯やそれに準ずる家計急変世帯に対して、1世帯あたり10万円の給付を行う。（国庫10/10）

- ・対象世帯見込み数 16,747世帯
- ・補正内容 事務委託料等の事務費補正：5,888万円
臨時特別給付金の給付費補正：16億7,470万円

② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間の再延長・対象者の拡充・再支給の実施 580万7千円

【担当部署：増進型地域福祉課】

7月7日より申請受付中の生活困窮者自立支援金について、国により申請期間が、11月30日から令和4年3月31日まで再度延長され、併せて、対象者の拡充と再支給の実施が決定されたことによるもの。（国庫10/10）

- ・支給額の日安 1人世帯 月額6万円、2人世帯 月額8万円、3人以上世帯 月額10万円
※支給は最大3か月間で、支給には、所得要件や資産要件などの支給要件あり
- ・補正内容 事務委託料等の事務費補正：580万7千円（別途、債務負担行為補正あり）

③ マイナポイント第2弾の実施 520万8千円

【担当部署：政策推進課】

消費喚起や生活の質の向上を図ることが重要との観点から、マイナンバーカードを活用した幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人あたり最大2万円相当）が、国より付与されるため、自身で手続きが困難な方に対して、円滑な設定支援を行う。（国庫10/10）

- ・制度概要 国が以下のポイント付与を実施
 - ①マイナンバーカードの新規取得者等で、買い物やチャージ額の25%・最大5,000円相当のポイント付与 ※令和4年1月1日から実施予定
 - ②健康保険証としての利用登録で7,500円相当のポイント付与
 - ③公金受取口座の登録で7,500円相当のポイント付与

※ポイント付与は段階的に実施され、②③の実施開始等の詳細は未定

※付与にあたっては、キャッシュレス決済を選択し、パソコンやスマートフォン等の端末よりインターネットでの手続きが必要

- ・補正内容 マイナンバーカードの設定支援やコールセンター運営に係る事務委託料の事務費補正：520万8千円（別途、債務負担行為補正あり）

④ 【債務負担行為補正】 3,485万4千円

②新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務委託料 【担当部署：増進型地域福祉課】	572万6千円
③マイナポイント事業委託料 【担当部署：政策推進課】	2,912万8千円

2. 歳入予算の補正額 17億4,459万5千円

財源内訳

- ・ 国庫支出金

17億4,459万5千円

3. 議決日 令和4年1月13日